

2 家財用

令和 年 月 日

り災の程度に関する申立書

区分	品名	A:家財の総額(被害前の額)		B:家財の損害額		割合% B/A
		数量	合計(円)	数量	合計(円)	
家具	洋ダンス					
	和ダンス					
	整理ダンス					
	整理ボックス					
	食器棚					
	本棚					
	テレビ台					
	電話台					
	テーブル					
	椅子・座椅子					
	ソファ					
	ジュタン・カーペット					
	カーテン					
	下駄箱					
	仏壇・仏具					
	ベッド					
	その他一式					
	計					
寝具	掛布団・敷布団・毛布・枕					
	その他一式					
	計					
衣類	洋服類					
	呉服類					
	靴・サンダル					
	靴					
	その他一式					
	計					
電化製品	エアコン					
	コタツ					
	温風ヒーター					
	電気カーペット類					
	空気清浄機類					
	扇風機					
	時計					
	照明器具					
	電話機					
	パソコン					
	プリンター					
	ステレオ機器					
	ビデオレコーダー					
	ビデオカメラ					
	デジタルカメラ					
	テレビ					
	ラジオ					
	電子レンジ					
	冷蔵庫					
	炊飯器					
	トースター					
	ミキサー					
	ポット					
	ホットプレート					
	掃除機					
	乾燥機					
	除湿機					
	洗濯機					

区分	品名	A:家財の総額(被害前の額)		B:家財の損害額		割合% B/A
		数量	合計(円)	数量	合計(円)	
	ミシン					
	アイロン					
	ドライヤー					
	シェーバー					
	ゲーム機					
	マッサージ機類					
	その他一式					
	計					
自家用車 ※日常使用しているもの。事業用を除く。	《以下に使用者、車名を記入》	—	—	—	—	
	計					
その他	食器類					
	調理器具類					
	掃除用具					
	風呂・洗面用具					
	書籍類					
	CD・DVD等のソフト類					
	裁縫道具					
	大工道具					
	運動用具					
	楽器類					
	学童用品					
	バイク(日常使用しているもの)					
	自転車(日常使用しているもの)					
	計					
	合 計					
支 部 記 入 欄		家財に係る損害の程度		全 部 :2月 1/2以上:1月 1/3以上:0.5月 1/3未満:支給なし		

(注)

- ① 家財は、社会生活上必要な一切の財産をいいますが、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等は含みません。
- ② 自家用車両(自動車、バイク、自転車)は、通勤用に限らず日常使用するものであれば、社会生活上必要な一切の財産に含まれます。なお、通勤に使用している車両及び公務出張に使用する自家用車登録をしている車両は必ず家財に記入してください。
- ③ A:家財の総額は、再調達価格(※)を記入してください。損壊の有無にかかわらず、組合員及び被扶養者が被災前に所有していた全ての家財について記入してください。
- ④ B:家財の損害額は、使用不可能な場合は再調達価格(※)を記入し、修理して使用するものは修理費用見積額と再調達価格のいずれか低い方を記入してください。
※再調達価格とは、同等の物を新たに購入するために必要な価格とします。
- ⑤ 長期間他に預けているようなもの、実生活に直接の必要がない高価な品については対象となりません。